

民生常任委員会 オンライン勉強会報告書③

1 勉強会参加者

民生常任委員会	委員長	田中正剛
	副委員長	宮本かずなり
	委員	岩下彰
	〃	まつお正秀
	〃	松山かつのり
	〃	八木米太郎
	〃	吉井竜二
	〃	脇田のりかず

2 勉強会日時

令和3年2月8日(月) 午後1時30分～午後2時35分頃

3 勉強会受入先及び勉強事項

愛知県半田市

・振り込め詐欺被害防止条例について

4 受入先対応者

半田市議会議長	沢田清様
〃 副議長	澤田勝様
〃 議員	渡邊昭司様
半田市議会事務局議事課長	関正樹様
〃 議事課主事	新美瑠惟様
半田市総務部防災交通課防災監	柘植信彦様

5 勉強会実施の目的

民生常任委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特殊詐欺の被害の増加が懸念されること等から、令和2年度の施策研究テーマの1つに、「防犯対策（特殊詐欺対策）について」を選定しました。一方で、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、西宮市議会では管外視察を実施しないことを決定したことにより、施策研究テーマに関する他の自治体の取組みに関する情報を収集することが困難となりました。そこで、市の取組みや効果について調査するなかで、インターネットでの情報収集を進めていたところ、特殊詐欺の防止のために、議員提案により条例を制定し、市が精力的に取組みを実施していることを知るに至り、半田市において議員提案に至った経緯や条例制定の効果等をご教示いただきたく、WEB会議形式での勉強会を申し入れたところ、快く受け入れて頂きました。

6 用務経過等

まず委員長より挨拶及び当該研修を実施することとなった経緯を説明した後、半田市議会議長よりご挨拶を頂きました。その後、各委員が事前に半田市のホームページ等を確認し、質問を提出していた内容を中心に、半田市のご担当の職員様より半田市の取組みについて御説明頂きました。その後、質疑応答を経て、副委員長より御礼のご挨拶を述べ、WEB会議を終了しました。

7 勉強会の結果・意見等

●事前質問及び回答

予め民生常任委員会各委員より半田市の取組みに対する質問を取りまとめて提出していました。提出していた質問、及び回答は以下のとおりです。

(質問1) 条例を提案されるに至った経緯をご教示ください。

(回答) 条例を制定した当時、半田警察署管内(1市5町)における特殊詐欺の被害が増加傾向にあり、振り込め詐欺等の被害状況を鑑み、市民が被害に遭わないよう行政・市民・事業者が三位一体となって被害防止に努めるため、議員提出議案として提出した。

(質問2) 議員提案されるまでの手続き(検討するための委員会設置やパブリックコメントの実施、警察や金融機関との協議等)をご教示ください。

(回答) 平成29年3月に議長から政策調査研究プロジェクト(半田市議会外部規則に基づき設置。座長及び各党派1名から委員を選出。)へ諮問され、条例制定について協議することとなった。同プロジェクト内で市長部局や各関係機関、半田警察署、半田市金融機関防犯協会、半田市老人クラブ連合会、半田商工会議所金融部会と条例案について調整を行い、議長に答申した。

その後議会運営委員会で条例案を協議し、全会一致となったため、議会運営委員会正副委員長が提出者となり、条例案を平成29年6月定例会で提出、全会一致で可決された。

(質問3) 条例を制定しなけばできなかつたと思われる取組みがございましたらご教示ください。

(回答) 制定したことで実現した取組みという観点で言うと、警察や金融機関、教育機関など関係団体との連携がより円滑となった。条例という形にしたことで連携先が受け取る印象も変わってきたと感じている。

(質問4) 条例制定後、住民の活動(啓発活動の実施等)に変化はございましたでしょうか。

(回答) 条例を制定しなければならぬ状況にあることを住民に知っていただいた、実

際に条例を制定したことで明日は我が身であると認識を持っていただけたと思う。その表れの一例として市が行っている防犯の出前講座については特殊詐欺に関する講座をしてほしいという依頼が最近増えていることから、条例制定が住民意識にポジティブに作用したと考えている。

(質問5) 地元の警察署との連携は、どのような形(会議体やその頻度、情報提供の連絡体制等)で図っていますでしょうか。

(回答) 条例を制定したことで新たに会を立ち上げたということはないが、半田市防犯協議会に警察の方も所属していただいております。その中で特殊詐欺について引き続き議論されている。特に警察との連携に関しては情報の共有を速やかに行うということで日頃から連絡を密にし、キャンペーンを行う際にも内容の相談や講師をお願いするなど頻繁に連絡を取り合っている。

(半田市議会回答)

主に犯罪情報の共有・発信、啓発活動について協働している。固定の会議を行うのではなく、前兆行為を含めて事案が発生した時点で即警察から情報提供を受け、市から区等へのメール配信・ホームページ掲載など即時展開を図っている。また、住民から出前講座の要請を受けた際は可能な限り警察に講師を務めてもらっている。

他には、教育機関から授業として地域課題に取り組みたいといった要望には両者で一緒に出向いたり、警察側からキャンペーンの提案を受けたり、こちらから提案をしたりと、企画が持ち上がった際に随時連絡を取り合っているのが実態です(特殊詐欺に限らず、防犯・交通分野では日常的に連絡を取り合っており、連絡を取らない日の方が少ないという状況です)。

(質問6) 条例に基づいて取り組まれている特殊詐欺対策について御教示ください。

(回答) 啓発、最新の情報を発信している。

○市報の活用

・独自の市報掲載、警察の寄稿文掲載、

○ホームページの活用

・最新事例のメール配信と市ホームページへの掲載

○メール配信

・犯罪発生時の地元警察によるメール配信と普及促進

○地元誌の活用

・市報よりも到達率の高い民間地元誌の活用

○高齢者世帯訪問

・交通安全と防犯啓発を兼ねた交通指導員による戸別訪問＝効果が高い

※交通指導員は小学校区ごとに1名配置されており、夏休みに1000世帯を巡回

○出前講座

- ・地区の防犯教室、警察や高校との連携

○啓発キャンペーン

- ・警察や緊急機関との連携（1日署員）、警察や高校との連携

(質問7) 特殊詐欺対策に関わる年間の事業費をご教示ください。

(回答) 特殊詐欺を含む防犯の啓発に係る事業費として令和2年度は予算を約27万5千円計上し、特殊詐欺の啓発に関してはそのうち10万円ほど充てている。

※決算額の推移

平成28年度 52万5,096円

平成29年度 35万9,500円

平成30年度 15万6,280円

令和元年度 51万7,027円

令和2年度 26万2,930円

(質問8) 条例制定後の犯罪の動向(増減等)をご教示ください。

(回答) 被害件数と被害額の変化は以下のとおり。

平成28年度 39件、1億6,753万円

平成29年度 21件、4,282万円

平成30年度 18件、4,330万円

令和元年度 9件、1,510万円

令和2年度 9件、1,326万円

以上のとおり、条例制定後に被害額が大幅に減少している。

(質問9) アが電詐欺が多く医療費還付案件は少ないといった、詐欺被害の特徴はありますか。

(回答) 令和元年度までは、架空請求による被害が多い傾向にあったが、令和2年度からは預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗が増加傾向にある。

※預貯金詐欺とキャッシュカード詐欺盗

代表的な手口としては、警察官や市役所職員を騙って電話をかけた後、自宅を訪問し、キャッシュカードを受け取ったり、印鑑を取りに行かせた間に別のキャッシュカードにすり替るといった内容。

すり替えを伴う場合は「キャッシュカード詐欺盗」、すり替えを伴わない場合は「預貯金詐欺」に分類される。

(質問10) 条例策定に関し、警察や金融機関との連携(意見交換など)はおこなわれましたか。

(回答) 議長から諮問された政策調査研究プロジェクトで半田市金融機関防犯協会、半

田市老人クラブ連合会、半田商工会議所金融部会に意見聴取を行った。半田市防災交通課が半田市防犯協議会に意見聴取を行ったが、特に意見は出なかった。

(質問 11) (市民の責務) 第 5 条で「市が実施する被害防止に関する施策」とありますが、具体的にはどのような施策を行っていますか。

(回 答) 啓発に関する情報発信を行っている。市民の方にもなるべく啓発活動に参加してもらいたい、啓発を踏まえて個人個人が啓発内容通りに行動してもらいたい。身近に兆候があれば速やかに市のほうに連絡していただきたい。

(半田市議会より回答)

犯罪事例の発信や一連の啓発活動。市民から前兆電話や見覚えのない請求書・訴状などの情報提供や現物の提供を受けることもあり、情報発信の際に役立てている。啓発キャンペーンや出前講座の際は、警察をはじめ、金融機関、高校、老人クラブなどに協力いただいている。

(質問 12) (運用上の注意) 第 3 条にあります、市民及び事業者等の権利を不当に侵害するとは具体的にどのようなことを想定していますか。

(回 答) 一例として、正当な理由があるにも関わらず、携帯電話を使用しながら ATM を利用するとトラブルになる恐れがあるかと思う。そのような時この条例を運用するにあたって市民や事業者等の権利を侵害しないようこの条文で運用上の注意を定めている。

●質問事項以外の情報

前項の事前質問と半田市からの回答に加えて得た情報を以下に記載致します。

ア) 参考にした他の自治体

千葉県柏市を参考にした。

イ) その他当日の質疑応答で説明があった内容

- ・議員がそれぞれの地域で市民に注意喚起している中で感じることは、高齢者はホームページに興味を示さない方が多い。啓発は対面が効果的である。
- ・警察との意見交換の中で条例提案の提案があった。
- ・防災交通課が特殊詐欺対策を担当している。
- ・録音装置の貸出も購入補助も実施していない。
- ・市からの情報提供による風評被害の心配は特にない。
- ・金融機関の協力により還付金詐欺が減少した。

8 各委員の意見・感想

条例制定後、住民と事業者と行政が三位一体で取組んだことにより、大きな経費をかけることなく被害を減らすことができていることが確認できました。また、議員提案によりスピード感をもって条例が制定され、警察との密な連携による情報収集と情報を住民に対して

提供するなどスピード感の大切さと、その後の周知広報について、ホームページや書面のみではなく、議員がそれぞれの地域で市民に注意喚起をしたり、交通指導員が戸別訪問をするなど、面と向かっての直接的な啓発が大切であることも確認できました。

詳細の意見については、今後の施策研究テーマの提言に向けた委員間協議を経て掲載することと致します。

最後になりますが、このたび調査にご協力いただいた半田市議会議長並びに半田市のご担当の職員の皆様に対しまして、この場を借りて御礼申し上げ、報告と致します。